

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 8 月 28 日 (金) 第 136 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
○県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 2
○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3

公 告

- 令和 2 年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告 (畜産課取扱い) 4
○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
○一般競争入札公告 (管財課取扱い) 5
○競争入札の参加者の資格に関する公告 (総務福利課取扱い) 8
○一般競争入札公告 (総務福利課取扱い) 9
○競争入札の参加者の資格に関する公告 (学校施設課取扱い) 12
○一般競争入札公告 (学校施設課取扱い) 13

教 育 委 員 会 公 告

- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告 (文化財課取扱い) 17

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 17

正 誤

- 鹿児島県公報第93号の19 (令和 2 年 3 月 31 日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 17

告 示

鹿児島県告示第785号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島県福祉用品サポートセン	肝属郡肝付町新富6629-1	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	令和 2 年 7 月 13 日	福祉用具貸与

ター						
鹿児島県福祉用品サポートセンター	肝属郡肝付町新富6629-1	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	令和2年7月13日	特定福祉用具販売
ほほえみ訪問介護事業所	垂水市海潟663番地3	株式会社正信会	垂水市海潟663番地3	深見 政則	令和2年7月31日	訪問介護

鹿児島県告示第786号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
スマイル訪問看護ステーション	霧島市福山町福山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福山4516番地	八木 幸夫	令和2年7月1日	訪問看護

鹿児島県告示第787号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島県福祉用品サポートセンター	肝属郡肝付町新富6629-1	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	令和2年7月13日	介護予防福祉用具貸与
鹿児島県福祉用品サポートセンター	肝属郡肝付町新富6629-1	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	令和2年7月13日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第788号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
スマイル訪問看護ステーション	霧島市福山町福山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福山4516番地	八木 幸夫	令和2年7月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第789号

土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）大浦干拓地区の工事は、令和2年2月26日に完了した。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年8月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿島上甑線	薩摩川内市鹿島町藺牟田字花瀬561番2地先から同市上甑町平良字中射場663番1地先まで	前	7.7～78.8	5,095.0
		薩摩川内市鹿島町藺牟田字花瀬562番地先から同市上甑町平良字中射場663番1地先まで	後	7.7～78.8	5,067.8

鹿児島県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年8月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿島上甑線	薩摩川内市鹿島町藺牟田字花瀬562番地先から同市上甑町平良字中射場663番1地先まで	令和2年8月29日

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年8月28日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援トインビー・プレスクール	鹿屋市串良町上小原字坂元1972番12	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	令和2年7月14日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年8月28日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こはる日和	鹿屋市高須町 2494番地3	株式会社友知開発	鹿屋市寿一丁目 3番21号	松脇 政友	令和2年 8月1日	就労継続 支援B型

公 告

令和 2 年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開催期日
令和 2 年 10 月 13 日（火）から同年 11 月 5 日（木）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県肉用牛改良研究所（曾於市大隅町月野 2200 番地）
- 3 講習会の定員
8 人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 講習会の対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 6 受講及び修業試験の免除
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）第 23 条第 2 項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 7 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前 6 月以内に撮影した縦 4 センチメートル横 3 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し
 - オ 6 に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面
 - (2) 提出書類等の提出先
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））
 - (3) 提出書類等の受付期間
令和 2 年 9 月 4 日（金）から同月 11 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、令和 2 年 9 月 11 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受講手数料

34,500円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

10 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

令和 2 年 9 月 30 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎 7 階）7-A-2 会議室

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験の手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、令和 2 年 9 月 18 日（金）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、令和 2 年 10 月 2 日（金）までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話 099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

枕崎市別府字加八川之上 1219 番の一部、1228 番 2、1230 番 2 の一部、1230 番 3 の一部及び 1232 番 1 の一部並びに字大松迫 2514 番 1、2521 番、2522 番の一部、2523 番、2524 番の一部、2525 番 1 の一部、2525 番 4、2525 番 5、2527 番 1、2530 番 2、2525 番 1 地先里道の一部及び 2525 番 1 地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

枕崎市春日町 365 番地

春日鉱山株式会社

代表取締役 品川賢治

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

タイヤマウント式ジブクレーン 1 基

(2) 購入をする物品等の特質等

- 入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和2年8月28日から同年9月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和2年10月8日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 10 月 8 日 午後 2 時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）会議室 8 - 出 - 1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Mobile Harbor Crane:1

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 8 October 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 2 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

電気通信サービス業務（教育情報ネットワーク整備業務）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- 競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
- 資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
- 鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
- 令和2年8月28日から同年9月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
- 資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
- 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格を取得した日から令和2年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
- 競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
電気通信サービス（教育情報ネットワーク整備業務） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
入札説明書による。

- (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を令和2年9月23日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和2年8月28日から同年9月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和2年10月8日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 10 月 9 日 午前 10 時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 16 階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 2 年 9 月 16 日 午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5191
ファックス番号 099-286-5661

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

Telecommunications-related services for the renewal of the education information network:1
Set

(2) FULFILLMENT PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) FULFILLMENT PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 8 October 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Welfare Division

Kagoshima Prefectural Board of Education

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-5191

FAX 099-286-5661

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和2年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

実習船の建造

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年8月28日から同年9月3日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、実習船建造について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

実習船 1隻

(2) 調達をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 入札に係る船舶の建造をするために必要な設備を有する者であること。

(4) 平成12年4月1日以後に漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶で国内総トン数400トン以上の鋼製の船舶を複数隻建造した実績を有する者であること。

(5) 建造された船舶に関する保守点検、修理、部品供給等のサービスについて、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な対応が可能であると認められる者であること。

(6) 当該建造に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連

がある造船業者でないこと。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 2 年 8 月 28 日から同年 9 月 3 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの確認の申請の方法，時期，場所等
入札に参加しようとする者は，資格審査要綱に基づく入札参加資格を得た後，次に掲げるところにより，2 の資格を有することの確認を受けなければならない。
 - (1) 申請の方法
入札説明書に定める入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を，直接又は郵便若しくは信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5234
ファックス番号 099-286-5665
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 2 年 8 月 28 日から同年 9 月 11 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (4) 入札参加資格の確認結果の通知
入札参加資格の確認結果は，原則として令和 2 年 9 月 30 日までに入札参加資格確認通知書により通知する。
- 5 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
4 の(2)に同じ。
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限

令和 2 年 10 月 8 日 午前 11 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 10 月 8 日 午後 2 時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 16 階）学校施設課入札室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
4 の(2)及び 5 の(4)に同じ。

6 建造仕様書及び一般配置図の閲覧

建造に係る建造仕様書及び一般配置図は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

4 の(2)に同じ。

(2) 閲覧期間

令和 2 年 8 月 28 日から同年 10 月 8 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時（令和 2 年 10 月 8 日は午前 11 時）までとする。

7 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び 5 の(4)に同じ。

8 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

10 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 11 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 12 最低制限価格
設定しない。
- 13 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 14 仮契約の締結
実習船建造に係る契約の締結については，鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため，議決までの間は仮契約とし，議決を得たときに契約が成立するものとする。
- (1) 仮契約締結後，議会の議決までの間に，落札者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は，契約担当者は仮契約を解除することができる。
 - (2) (1)により仮契約を解除した場合は，県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5234
ファックス番号 099-286-5665
- 16 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 17 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Training Vessel: 1Unit
 - (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
 - (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 8 October 2020
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
School Facilities Division
Kagoshima Prefectural Board of Education
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-5234
FAX 099-286-5665

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 公の施設の名称
鹿児島県上野原縄文の森（以下「縄文の森」という。）
- 2 公の施設の所在地
霧島市国分上野原縄文の森 1 番 1 号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 縄文の森の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 縄文の森の施設及び設備の利用の許可に関する業務
 - (3) 縄文の森の利用に係る料金に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、縄文の森の管理に関して鹿児島県教育委員会が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 5 号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表垂水市の部本庁の款市長部局の項中「課長」を「課長 監（常勤の者に限る。）」に改め、同表いちき串木野市の部本庁の款市長部局の項中「課長」を「課長 対策監」に改め、同表志布志市の部本庁の款市長部局の項中「人事厚生係長」を「秘書人事係長」に改め、同表さつま町の部本庁の款町長部局の項中「危機管理監」を「管理監」に改め、同款教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 建築技術専門監」に改め、同表肝付町の部出先機関の款老人ホームの項を削り、同表南種子町の部本庁の款町長部局の項中「行政係長」を「行財政改革担当補佐行政係長」に改め、同表喜界町の部本庁の款町長部局の項中「課長」を「課長 監」に改め、同款教育委員会の項中「課長」を「事務局長」に改め、同部出先機関の款防災食育センターの項の次に次のように加える。

埋蔵文化財センター	センター長
-----------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和 2 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第 93 号の 19 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から 6 行目	介護休暇	又は介護休暇
2	上から 4 行目	改め	改め、同表 23 の項第 7 号中「19、」を削り、同表 24 の

			項第14号中「42, 」を削り
4	上から4行目	改め, 同表23の項第7号中「19, 」を削り, 同表24の項第14号中「42, 」を削る	改める
19	下から25行目	従わなかつとき	従わなかつたとき